

牧之原市CSディレクター実施要項

(牧之原市教育委員会)

1 目的

学校運営協議会の機能の充実を目的とし、学校運営協議会の運営業務や、地域・企業等と連携し、より効果的な教育活動をするための支援・連絡調整を行うCSディレクターの設置について必要な事項を定める。

2 委嘱

- (1) CSディレクターは、児童生徒の教育に意欲を持ち、コミュニティ・スクールとして目指す目標を共感する者の中から校長が面接を行い、市教育委員会へ推薦する。市教育委員会は、校長の推薦を受けてCSディレクターの委嘱を行う。
- (2) CSディレクターは、コミュニティ・スクールを立ち上げる各小・中学校に1人置き、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 職務

CSディレクターは、市教育委員会及び当該校長の監督の下、事業計画及び学校運営協議会の要請に基づき、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校運営協議会の運営に係る事務
- (2) 学校運営上の課題や地域が抱える課題の整理
- (3) 学校と地域の相互交流を活発化させるための支援
- (4) 地域人材の把握と活用方法についての検討
- (5) 課題解決のための関係機関との連絡調整
- (6) (1)～(5)の業務報告書等の作成及び広報
- (7) 授業や学校行事における児童生徒への支援
- (8) 校内巡視、設備や教材、教具等、児童生徒の活動に係るものの製作及び修繕

4 服務規程

- (1) CSディレクターは、職務の遂行にあたっては、校長の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- (2) CSディレクターは、学校教育やその職に対する信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- (3) CSディレクターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 勤務形態

CSディレクターの勤務の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務時間は年450時間(週10時間×45週)以内とする。勤務時間の割り振りは、当該校長が定める。
- (2) 報酬費は、1時間1,050円とする。
- (3) 公務災害補償の適用は、静岡県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償条例(平成18年組合告示第283号)の定めるところによる。

6 実績報告

- (1) 勤務した場合には勤務実績簿を記入し、勤務実績簿を月末に校長に提出する。
- (2) 校長は、勤務実績簿を翌月 5 日までに市教育委員会担当まで提出する。

7 その他

- (1) 市教育委員会は、CSディレクターに対して、取組の実施状況、学校運営協議会の議事、職務内容等について、報告を求めることができる。
- (2) この要項の施行に関して必要な事項は、市教育委員会が別に定める。